

○草津市立市民総合交流センター条例

令和2年6月29日

条例第21号

改正 令和2年12月21日条例第39号

(設置)

第1条 市民(団体、企業等を含む。以下同じ。)と行政が、互いに交流し、協働することにより、社会的、公益的なまちづくり活動を推進するとともに、第3条第1項各号に掲げる機能が相互に連携することにより、多様な市民活動の展開を支援し、それらの活動の連携および市民交流を促進するために、草津市立市民総合交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 交流センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立市民総合交流センター

位置 草津市大路二丁目1番35号

(施設の機能)

第3条 交流センターは、次に掲げる機能を有する施設の複合施設とする。

- (1) 交流の場を提供する機能
- (2) 人権・同和問題に関する教育、啓発および相談を行う機能
- (3) 少年相談、少年補導および少年の非行防止を行う機能
- (4) 男女共同参画を推進する機能
- (5) 子育て支援を行う拠点機能
- (6) 自転車自動車を駐車する機能

2 前項第2号から第6号までの機能を有する各施設の設置および管理に関しては、それぞれ別に条例で定めるところによる。

3 交流センターは、構成施設相互の連携を図ることにより、複合施設として有機的に運営されなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、交流センター(前条第1項第2号から第6号までに掲げる機能を有する施設を除く。以下同じ。)の管理に関する次に掲げる業務を、地方自治法(昭和2

2年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- (1) 交流センターの施設、設備または備品の利用に関する業務
- (2) 交流センターの施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) 交流センターの利用促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 第6条から第8条までの規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(開館時間等)

第5条 交流センターの開館時間および休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第6条 第3条第1項第1号の施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可(以下「使用の許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、施設の管理上必要があるときは、使用の許可に条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設または付属設備を汚損し、または破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認めるとき。ただし、あらかじめ市長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 交流センターの管理運営上支障があると認めるとき。
- (6) その他市長が適当でないとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (2) 許可の条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
  - (4) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。
- 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。
- 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 付属設備および備品の使用料は、規則で定める。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その使用に際し、施設、設備または備品等を故意または重大な過失により、汚損し、損傷し、または滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定の手続きその他指定管理者に管理業務を行わせるための準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

(草津市立まちづくりセンター条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、これを廃止する。

(1) 草津市立まちづくりセンター条例（平成14年草津市条例第20号）

(2) 草津市立サンサンホール条例（平成4年草津市条例第11号）

(草津市立人権センター条例の一部改正)

4 草津市立人権センター条例（平成14年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「草津市大路二丁目11番51号」を「草津市大路二丁目1番35号」に改める。

(草津市立少年センター条例の一部改正)

5 草津市立少年センター条例（平成14年草津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「草津市大路二丁目11番51号」を「草津市大路二丁目1番35号」に改める。

付 則（令和2年12月21日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条第1項関係）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から1 2時30分 まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時まで	9時から1 7時まで	13時から 21時まで	9時から2 1時まで
	円	円	円	円	円	円
101会議 室	600	700	800	1,300	1,500	2,100
102会議 室	1,800	2,000	2,300	3,800	4,300	6,100
201会議 室	400	500	600	900	1,100	1,500
202会議	700	800	900	1,500	1,700	2,400

室						
203会議室	700	900	1,000	1,600	1,900	2,600
204会議室	700	900	1,000	1,600	1,900	2,600
205会議室	1,200	1,400	1,600	2,600	3,000	4,200
301会議室	1,000	1,100	1,300	2,100	2,400	3,400
302会議室	900	1,100	1,200	2,000	2,300	3,200
303会議室	3,200	3,600	4,100	6,800	7,700	10,900
401会議室	3,000	3,400	3,900	6,400	7,300	10,300
402会議室	3,000	3,400	3,900	6,400	7,300	10,300
403会議室	1,000	1,100	1,300	2,100	2,400	3,400
和室	1,700	2,000	2,200	3,700	4,200	5,900
501会議室	3,000	3,400	3,900	6,400	7,300	10,300
502会議室	2,700	3,100	3,500	5,800	6,600	9,300
503会議室	3,200	3,600	4,100	6,800	7,700	10,900
504会議室	700	800	900	1,500	1,700	2,400
調理室	1,800	2,100	2,400	3,900	4,500	6,300

大会議室	1 1, 2 0	1 2, 8 0	1 4, 6 0	2 4, 0 0	2 7, 4 0	3 8, 6 0 0
	0	0	0	0	0	

#### 備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、この表に掲げる使用料の10割に相当する額を加算する。
- 2 使用者が使用に際し、入場料またはこれに類するものを徴収する場合は、この表に掲げる使用料の5割に相当する額（入場料またはこれに類するものが1,000円以下の場合にあつては3割に相当する額）を加算する。
- 3 使用者の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団が市内に事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。）が本市以外であるときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。
- 4 使用者が施設の使用に当たり、特別な装置を設置する場合は、この表に掲げる使用料の3割に相当する額を加算する。
- 5 使用者がこの表に掲げる使用時間の区分を超えて施設を使用する場合の使用料は、1時間につきその直前の使用時間の区分に係る使用料の3割に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数は、これを切り上げる。
- 6 この表に定めるところにより算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、これを切り捨てる。